

博士学位申請論文要旨

近代日本における「国語」構築と「口語」概念の発生

一橋大学大学院言語社会研究科
ヒョン・ジニ LD0018
2004年 2月

近代日本における「国語」構築と「口語」概念の発生

はじめに

今日「自明の事実」のように受け止められている「口語」という概念は、どのようにして発生し、今日に至っているのだろうか。上田万年は一八九四年の「国語と国家と」において「国語」を打ち立て、「国語」によって「日本人」は結ばれており、その「国語」は「日本人」にとって「精神的血液」であると述べている。そしてその「国語」を「国語」たらしめるものとして「標準語」制定を唱えた。上田のいう「標準語」とは、「もと一国内に話され居る言語中にて、全国内至る處、凡ての場所に通じて大抵の人々に理解せらるべき効力を有するもの」で、具体的に「東京の中等以上の教育ある人々のことば」を挙げている。そして「標準語」の要件として「第一には其実際話さるゝ上の注意、第二にはその文章上に用ゐらるゝ上の注意等なり」としている。この「実際話される」言葉、そしてそれを基にした文章というのは、今日でいう「口語」なのだが、当然のことながら「実際話される」言葉でもって文章にするには、その話されている言葉に標準を決め、整備しなければならない。

本研究は「口語」概念の考察を通して、近代国民国家の制度として「構築」された「国語」は、実際どのような変種の言葉なのか、どのような言葉が「日本人」の「母語」とされて、「日本国民」として統合していくのかを考察するものである。

そこで本論文では、三つの軸を中心に議論を進めていきたい。まず第一は、文部省諮問機関として、一九〇二年官制施行された「国語調査委員会」の活動を検討する。そのなかでも「専ら標準語制定のため」行われた日本で初めての「口語」の全国調査とそれをまとめた『口語法調査報告書』、そしてそれを基につくられた口語文法書『口語法』、『口語法別記』の分析をとおして、標準「口語」がつくられる過程を追ってみる。第二は、国によって示された「口語」の規範が、実際どのようなゆれをへて、どのようななかたちで、一般の人々に与えられるのかを見るために、一九〇四年から開始される「国定読本」に現われる「口語」の姿をとらえながら、その変遷を描いてみたい。そして近代日本の「口語体」を支える一つの柱として「国定読本」を取り上げたいのである。

そして第三は、日本の「国語（日本語）」問題と植民地との関係である。日本国内でも「口語」が定まっていない状況において台湾と朝鮮を植民地にした日本にとって、植民地統治のためにも「口語」の規範整備の問題が切実だったのである。そして植民地において「国語（日本語）」は、同化を目的に日本と同様の「国語＝母語」という論理で挑んだ。非母語話者である「朝鮮人」に「国語＝母語」としての「日本語」を押し付ける過程において「国語」理念の実践と「国語」普及という矛盾を露呈した。「国語＝母語」論理に基づきながらも、発音通りの表音仮名遣を採用したのである。この表音仮名遣は、日本国内では「国語」の伝統を破壊するものとされ、戦後まで採用されることがなかったのだが（も

もちろん第一期国定教科書に字音表記に限り、棒引き仮名遣が採用されたことはある)、朝鮮においては「国語」教育の効率をはかるために発音通りの表音仮名遣が試みられた。そしてこの、植民地での試みは、戦後日本の「国語民主化」の一つである「現代かなづかい」の萌芽として考えてよいだろう。

・「国語調査委員会」と「口語」

「国語調査委員会」は「国語」の制度化の第一歩として、上田万年の要望で文部省に設置された、日本初の言語政策機関である。一九〇二年四月官制施行された国語調査委員会は、次のような基本方針を発表し活動を始める。

- 一、文字ハ音韻文字(フォノグラム)ヲ採用スルコトハシ、仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト
- 二、文章ハ言文一致体ヲ採用スルコトハシ、是ニ関スル調査ヲ為スコト
- 三、国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト
- 四、方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト

そしてこの方針に基づいてまず「専ラ標準語制定ノ参考ニ供センガ為」に口語の全国調査に着手する。しかしこの調査は、調査の結果によって標準語を制定するのではなく、前もって「東京の教育ある中流社会のことば」が想定されており、あくまでもその参考のために行われた調査であった。

一九〇三年九月九日、「国語調査委員会」の方針により、三十八条の質問書を全国に送附することから始まった口語法調査は、一九〇六年『口語法調査報告書』二冊、一九〇七年『口語法分布図』一冊にまとめられた。

しかしこの調査は実地調査ではないうえ、調査する側とされる側にとってまだ十分要領を得ていなかったことや、各府県への設問事項の送附(一九〇三年九月)から回答の回収(一九〇四年二~四月)までの期間が短かったことなどで、きわめて不完全なものであつたが、この調査は『口語法』や『口語法別記』の規範の共時的根拠になるのである。

『口語法』は「現今我國ニ於ケル口語ハ、地方ニヨリ頗ル区々ニシテ一致セズ」という事情のため、その基準として「主トシテ今日東京ニ於テ専ラ教育アル人々ノ間ニ行ハルル口語ヲ標準トシテ案定シ、其ノ他ノ地方ニ於ケル口語ノ法則トイヘドモ広ク用キラルモノハ或程度マデ之ヲ斟酌シ」(例言)て、提示されたものである。つまりこの書によつて、日本ではじめて国家機関による「口語」の規範が示されたのである。

『口語法』は「語法ノ骨子タル所ノミヲ擧ゲタル」ものであり、『同別記』は「口語ノ一々ニ就キテ現在各地方ノ差違、及八九百年來ノ語體ノ変遷ヲ附記シタリ」ものである。この二つの書物は、一九〇三年口語法調査に関する事項を各府県に配付し、一九〇五年に十七回、翌年十四回の審議をへて、一九〇八年に主査委員(大槻文彦)に附託され、同年脱稿され、実際刊行されたのは一九一六年(大正五年)である。ちなみに「同委員会」は一九一三年(大正二年)官制廃止されるので、同委員会が廃止されてからの刊行になる。

この書物は「標準語」としての規範を示すものである。したがって記述文法というより規範文法の性格がつよい。その規範は大きく分けて「一つに決めた」、「二つに定めた」、「用いぬがよい」などと示している。「一つに決めた」のは「「東国」を中心とする言葉」で、「二つに決めた」のは、たとえば現在標準語として認められている「蹴る（五段）、起きろ、落ちろ、しろ、飽きる、足りる、借りる」以外に、「蹴る（下一段）、起きよ、落ちよ、せよ」のような文語的要素、そして「飽く、足る、借る」、「ぬ、ず、ね」のような関西語法を認めている。そして「用いぬがよい」としたのは関西式表現や活用、接続など広い範囲において制限しているが、とりわけ主に訛音矯正に多く見られる。

そして記述文法としても、明治三〇年代以降、個人による多くの「口語文典」が出され、活用形や活用の範囲についてさまざまな文法説が立てられたが、国家組織である「国語調査委員会」による『口語法』にいたって、ある範囲のものを規範として認め、示すことになった。たとえばそれまで「豆爾乎波」が主流だったのが、『口語法』において「助詞」として定着し、動詞活用を「音」に基づいて「五段活用」とした。

しかし『口語法』と『同別記』は一九〇八年に大槻文彦によって脱稿はされたものの、印刷、出版には一九一六年（『口語法』）、一九一七年（『同別記』）まで待たなければならなかった。一九一六、一七年は国定教科書でいえば、第三期改正（一九一八年）を目前にしている時期で、標準「口語」の姿はかなり見えてきていた。つまり『口語法』そのものが実際多くの人々の目にふれられ、標準「口語」の規範を示したとは考えにくい。しかしこの二つの書は文部省の主導のもとで行われたものであり、保科孝一や芳賀矢一など『口語法』の審議や整理に加わった人物が、時期を同じくして施行された「国定教科書」編纂にも加わっている。その際『口語法』は、国が示した信頼できる規範として「国定教科書」に反映されていく。

・国定読本における「口語」

日本における教科書の歴史は、明治初期の「自由制」、一八八〇年「開申制」（届出制）、一八八三年「認可制」、そして一八八六年「検定制」を経て、一九〇四年「国定教科書」に至ったのであるが、国定教科書は義務教育制度とあいまって、教育内容を標準化、均質化することで、国家管理において、「国民」教育を可能にした。

教科書の国定化への議論は一八九六年から議会で起こっていた。この時期は日清戦争の勝利によって国家主義が最高潮に達しており、戦争賠償金として得た財源を教育にあてるなど、「国民」教育への関心が高まった時期である。上田万年が「国語」を打ち出したのもこの時期で、その「国語」の理念が具体化するには、近代「教育」システムがもっとも有効な手段であり、このような社会情勢と国定教科書への要望が、無関係でないことはいうまでもない。

本章では、国定読本をとおして「口語」がどのようなゆれを見せながら定着していくのかをみていくために、「口語」の概念がまだ定まっておらず、ゆれがもっとも激しかった

第一期（一九〇四年）と第二期（一九一〇年）を中心に論じながら、必要に応じて第三期（一九一八年）、第四期（一九三三年）についてもふれることにする。

第一期国定読本は「発音の矯正」、「漢字の節減」、「口語の採用」を軸に「国語の統一」を目標にしている。さらに注目したいのは、その口語は「東京の中流社会の言語」でもって標準を示し、「児童の使用する言語を取り、談話及び綴り方の応用に適するように」という点である。つまり「東京の中流社会の言語」の上に、子供たちの話し言葉と書き言葉両方の規範を求めていた。

このような第一期国定読本の方針は、「国語調査委員会」の基本方針がそのまま盛り込まれているといつてもよいだろう。そうした理由もあって第一期国定読本の規範と、国語調査委員会が出した『口語法』の規範は類似したところが多い。『口語法』は、刊行は一九一六年になるが、内容の審議が行われたのは一九〇四年から一九〇六年の間で、両方とも標準語の姿がはっきりしていない明治三〇年代という時代背景をもつてある。そしてこの時期は文部省のなかで「国語調査委員会」の役割や、上田を始めとするいわゆる「改革派」が中心的な役割を担った時期でもある。

そして日露戦争以降の時勢の変化と義務教育年限の延長（一九〇八年より四年から六年）により、第二期国定教科書改正に着手した。第一期と異なるところは「漢字数ノ増加、字音仮名遣ノ復旧、義務教育年限延長ノ結果ヨリ生ゼル材料排列ノ変更等」である。そしてその口語は「口語ハ略東京語ヲ以テ標準語トセリ」というもので、「東京語」「標準語」が第二期になってより明確になった。

その第一期と第二期の語法のゆれをみると、まず「動詞」は、第一期には関西語法である「足る」、「飽く」、「蹴る」（下一段活用）、「をる」（五段活用）、打消の助動詞「ん」などが用いられた。それが第二期になるとほとんど関東語法に改められ「足りる」、「飽きる」、「蹴る」（五段活用）、打消の助動詞「ない」に変わりそのまま定着する。そして「形容詞」は「ク活用」と「シク活用」の区別なしに一種になっている。特徴としては、第一期はすべて「形容詞ございます」、第二期においては主に「形容詞+ございます」を用い、「形容詞ものです」も散見されることである。ただし、いわゆる「形容動詞」は「です」を用いている。「よい」と「いい」とでは『口語法』では「よい」は「いい」ともいう。」と両方を認めている。しかし国定読本においては、第二期編纂趣意書の「イイ天氣ヲ採ラズシテヨイ天氣ヲ採レルガ如シ」と定められている通り、第一期と第二期ともに「よい」のみを認めているのである。

このように、主に関東を中心に用いられている言葉で「国定読本」には認められなかつた「いい」は、第四期から会話文に限って登場するようになる。その後、第五期と六期にすすむにつれ、やはり会話文を中心に「いい」が「よい」より多く登場することになる。

敬語においては第一期より第二期以降、種類も増え使用頻度も高くなる。これらの敬語は関西語法でもなく、江戸期に見られるものではなく、明治期に東京を中心に用いられた新しい様式のものが多い。

そして「文体」においては一九〇〇年、第三次小学校令施行規則には「読本ノ文章ハ平易ニシテ国語ノ模範ト為リ」と示しており、一九〇四年から使用された国定読本も、まず「平易」であることが求められた。第一期国定読本は基本的に「です」を採用している。しかし当時は児童の境遇を考慮し、「です」と共に「でございます」も認めていた。このようなことは第一期読本が、標準語としての「口語」を広めるために、実際の状況を想定した対話文を多くしたことや、文体としての「口語体」という概念が定着していなかつたことを示す。これに対し第二期国定読本では、対話文が減少し、記述文が増加して、客観的で平易な「口語体」がかなり定着していった。

こうして国家の方針に基づいて語法が整えられ、語彙が選ばれ、文体が定められた。そしてその「口語」こそが「話すべき口語（標準語）」として、児童に与えられた。ところで「口語」とは、実際話される音声言語に規範を与え、それを書き写した書き言葉を、読み、書き、話し、聞きすべての領域においてカバーできる変種のことである。しかし「国定読本」は、第一期の字音表記に棒引き仮名遣いが採用されたのを除けば、すべて歴史的仮名遣いである。このような不完全な「口語」が解消されるのは、一九四六年になってからである。そしてその間、日本の「口語」が、真の「口語」の概念に基づいて実施されていたのは、植民地朝鮮においてであった。

・植民地朝鮮における「国語」教育

本章では「国語」的原理を基礎とする「国民国家的言語編制」に基づいた「日本語」教育を中心に論じる。これは上田万年が打ち立てた「国語＝母語」という「国語」の理念により、母語を異にする異民族朝鮮を、どのようにして「国語」を用いて、「国民」として統合しようとしたのかを検証することであり、朝鮮における「日本語」教育の歴史を振りかえることでもある。

そしてもう一つは、「口語」の観点から、「内地」とどのような違いがあるのかを見ていきたい。植民地朝鮮では基本的に「内地」の国定読本をモデルとしていたため、語法など当時「内地」で標準とされたものがそのまま取り入れられた。しかし表記に関しては総督府制定の「発音通り」の「表音仮名遣」が実施され、「音」と「表記」が一致する「口語」が教えられた。そして「内地」での仮名遣についての論争を視野に入れるなら、この総督府制定の「仮名遣法」は、植民地朝鮮だけで実施された特殊な仮名遣ではなく、戦後の「現代かなづかい」の萌芽ともいえるものではなかったかとも考えられる。

植民地朝鮮における教育、とりわけ普通学校教育は、「勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル國ノ育成」と、「國語ノ普及」、「國民精神の涵養」が、もっとも重要な目標であった。その最前線に「国語」教育が立たされたのは言うまでもない。そしてその「国語」教育は、日本の「口語」を話させることから始めなければならなかつた。その「口語」の姿をとらえるために、本論文では朝鮮総督府による第一期教科書、すなわち一九一二年の『普通学校国語読本』を中心に論じる。

朝鮮総督府による『普通学校国語読本』は、語法や文体においては「内地」の『尋常小学読本』に基づいている。しかし非母語話者である朝鮮の児童に「国語」の論理に基づきながらも「内地」の歴史的仮名遣ではなく、発音通りの表音仮名遣を採用した。朝鮮におけるこのような方針は「「国語」の普及を図るために、また朝鮮人教師による教授の際、誤謬がないようにするため」という理由からであったが、「非母語話者」に対する「国語＝母語」の論理矛盾を露呈するものであった。というのは、「国語（日本語）」を「国民精神の宿る所」とするには、「日本」の伝統を広めなければならず、そのためには「日本」の伝統的・規範的仮名遣である歴史的仮名遣を教えなければならない。しかし朝鮮においては最初から「速やかな国語普及」、「誤謬なき教授」などの理由で、発音通りの表音仮名遣が教えられたのである。

そして『普通学校国語読本』の構成は、「本文」と「練習」、「発音練習」、「字形比較」、「附録」などがついており、難易度も文法事項に基づいているなど、建て前としては「日本語（国語）」は朝鮮人の「国民精神の宿る所」としながらも、読本の構成からみると「外国語」教材に他ならなかった。

文体は「内地」と同様「口語」を基本としているのである。その「口語」に関する規定はなされるまでもなく、当時「内地」の「国定読本」に倣っている。基本的に「です」、「ます」体を用いており、形容詞は「内地」と同様「ございます」体を使用した。

そしてこのような「国語」は「直接法」という教授法によって、朝鮮に児童に教えられた。「直接法」とは「児童が国語を学ぶに当たりては、恰も、幼児が父母の言語を学びし如き順序方法により、自然に言語を習得せしめんとするので、実物・絵画・動作・身振等の方便物によること多く、直射的に注入的に教授」する方法で、学習によるのではなく、「母語」を習得するような「自然さ」、そして「直観的」言語行為を目指した。しかしこの教授法は「国語（日本語）」の普及に効果的なかも知れないが、朝鮮人教師に、そして朝鮮人児童に朝鮮語をしゃべらせないためにも効果が期待されたのである。

このように突然「国民精神の宿る所」として朝鮮人に前に現われた「国語（日本語）」は、教材においても、教授法においても「外国語」でしかなかった。しかし朝鮮で行われた「国語（日本語）」教育がもつ大きな意味は、「現在話される言葉」、そしてそれを書き移した「書き言葉」が、現実に実行されたことである。これこそ上田万年や保科が考えていた「口語」の姿であろう。こうして見ると保科がほこらしげに語っている戦後の「現代かなづかい」は、植民地朝鮮ではすでに実施されていたともいえるのである。

・おわりに

近代国民国家における「国語」の理念は、書き言葉の言語規範を、話し言葉に与えることで、「国民」すべてが話すべき言葉を「創出」することにある。しかしそうすることによって「創出」される話し言葉は、それまでの話し言葉とは別個のものである。当然のこ

とながら、それは自然に習得できるものではなく、学ばなければならぬ「母語」となるのである。そしてその議論の同一線上に「口語」がある。

「国語調査委員会」は、日本で初めて口語の全国調査を実施し、「口語」の規範を示した。その姿はほとんど「関東語法」に基づいたものであった。そしてその規範は一九〇四年から開始される「国定読本」につながる。「国定読本」は第六期にわたって改正が行われるが、改正の度にさらに「東京語」に傾いていく。

そしてこの「国語」は、日本国内に限った問題ではなかった。植民地統治において日本と同様「国語（日本語）」の論理で挑んだ日本は、非母語話者である朝鮮人に「国民精神が宿る所」としての「国語＝母語」を押し付けながらも、「国語」の伝統に基づいた歴史的仮名遣ではなく「速やかな国語普及」、「誤謬なき教授」などの理由で、発音通りの表音仮名遣が教えられた。

このような朝鮮における「表音仮名遣」は「伝統」に縛られることなく、それ故「音」に徹底することができた植民地だからこそ可能だったことであり、それがまた現在の「現代かなづかい」の土台となつて戻ってきたのである。

以上、「国語調査委員会」による「口語づくり」、「国定読本」に現われる「口語」の変遷を追いながら、どのようにしてさまざまな形で話されていた言葉が、「標準語」としての「東京語」に収斂していくのかを論じてきた。そしてその過程のなかで植民地が果した役割も究明することができた。